

## インフルエンザワクチンの予防接種を受ける方へ ※任意接種用

インフルエンザの予防接種を実施するにあたって、受けられる方の健康状態をよく把握する必要があります。そのため、予診票にできるだけ詳しくご記入ください。お子さんの場合は、健康状態をよく把握している保護者がご記入ください。

### <ワクチンの効果と副反応>

予防接種により、インフルエンザを予防したり、症状を軽くすることができます。また、インフルエンザによる合併症や死亡を予防することが期待されます。

一方、副反応は一般的に軽微です。注射部が赤くなる、腫れる、硬くなる、熱をもつ、痛くなる、しびれることがあります。異常は2～3日で消失します。発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、一過性の意識消滅、めまい、リンパ節腫脹、嘔吐・嘔気、下痢、食欲減退、関節痛、筋肉痛なども起こることがありますが、通常は2～3日で消失します。過敏症として、発疹、じんましん、湿疹、紅斑、多形紅斑、かゆみなどもまれに起こります。強い卵アレルギーのある方は、強い副反応を生じる可能性がありますので必ず医師に申し出てください。

非常にまれですが、次のような副反応が起こることがあります。(1)ショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）、(2)急性散在性脳脊髄炎（ADEM）（通常、接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害等）、(3)脳炎・脳症、脊髄炎、視神経炎、(4)ギラン・バレー症候群、(5)けいれん（熱性けいれんを含む）、(6)肝機能障害、黄疸、(7)喘息発作、(8)血小板減少性紫斑病、血小板減少、(9)血管炎（IgA血管炎、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、白血球破碎性血管炎等）、(10)間質性肺炎、(11)皮膚粘膜眼症候群（Stevens-Johnson症候群）、(12)ネフローゼ症候群。(1)から(12)のような症状が認められたり、疑われた場合は、すぐに医師に申し出てください。

### <予防接種を受けることができない人>

- ①明らかに発熱のある人（37.5℃以上）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③過去にインフルエンザワクチンの接種を受けて、アナフィラキシーを起こしたことがある人（他の医薬品投与でアナフィラキシーを起こしたことがある人は、予防接種を受ける前に医師にその旨を伝え、判断を仰いでください）
- ④その他、医師が予防接種を受けることが不適當と判断した人

### <予防接種を受ける前に医師と相談しなくてはならない人>

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気などの基礎疾患がある人
- ②発育が遅く、医師、保健師の指導を受けている人
- ③かぜなどのひきはじめと思われる人
- ④前回の予防接種の時に2日以内に発熱、発疹、じんましんなどのアレルギーを疑う症状のある人

- ⑤薬の投与または食事で皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたしたことがある人
- ⑥今までにけいれんを起こしたことがある人
- ⑦過去に免疫不全と診断されたことがある人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑧妊娠の可能性のある人
- ⑨間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある人

### <予防接種を受けた後の注意>

- ①接種後30分間は病院にいるなどして様子を観察し、アレルギー反応などがあれば医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ②接種後1週間は、副反応の出現に注意しましょう。
- ③接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。
- ④接種当日は接種部位を清潔に保ち、いつも通りの生活をしましょう、ただし、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう
- ⑤高熱やけいれんなどの異常な症状が出た場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

### <健康被害救済について>

接種による死亡および障がい(1級～3級)などの健康被害が発生した場合は、全国町村会総合賠償補償保険による救済対象となります。また、接種による死亡、障がい(1級・2級)入院を必要とする程度の医療が発生した場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による「医薬品副作用被害救済制度」に基づく救済対象になります。

※発生した健康被害と予防接種と因果関係が認められた場合

### <その他>

町が助成する、生後6月～18歳の方に対するインフルエンザワクチン接種は、任意の予防接種で、助成は町の行政措置として行います。

接種については、本人又は保護者の選択により決定してください。